

市民参加手続の対象（税関係）

市町村名	関係条文
富良野市	<p>第5条 市は、次に掲げる市の仕事を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続きを行います。</p> <p>(2) 次に掲げる条例、規則の制定又は改廃</p> <p>ア 市民が負担する料金の額、<u>市税の税率（国民健康保険税にあつては、課税要素の額の算定方法）及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</u></p> <p>【解説】</p> <p><u>市税をはじめとする公法上の金銭徴収に関する事項のうち金額と減免、徴収猶予等について定める規定の制定改廃を市民参加手続きの対象としています。</u></p> <p><u>ただし、法令の規定により実施の基準が定められている市税の標準税率などは、市民意見を反映する余地がないため、市民参加手続きの対象しないことができます。</u></p>
石狩市	<p>第5条 市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃（第4号にあつては、制定または改正）。ただし、常に市民参加手続きを行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、<u>市税の税率（国民健康保険税にあつては、課税要素額の算定方法）及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</u></p>
北広島市	<p>第5条 市の機関は、次に掲げる政策等（以下「対象事項」といいます。）を実施しようとするときは、あらかじめ市民参加をもとめなければなりません。</p> <p>(3) 市民の義務を課し、又は市民の権利を制限する条例（<u>市税の賦課徴収その他金銭の徴収その他金銭の徴収に関するものを除きます。</u>）の制定、改正又は廃止</p> <p>(4) <u>法定外普通税及び法定外目的税の賦課徴収について定める規定（条例に限ります。）の制定、改正又は廃止</u></p> <p>(5) <u>市税（前号に規定する市税を除きます。）の税率の引き上げ（標準税率がある市税の税率の引き上げであつてその標準税率を超えないものを除きます。）を目的として行う条例の制定、改正又は廃止</u></p>